

議案第 86 号

町税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 13 日提出

清水町長 阿 部 一 男

町税条例の一部を改正する条例

町税条例（昭和41年清水町条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第10条の2第11項を同条第12項とし、同条第10項の次に1項を加える改正規定及び附則第3条の規定 公布の日

（2） 附則第4条の規定 平成31年10月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の町税条例（次条において「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 町税条例等の一部を改正する条例（平成26年清水町条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「町税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号イ（ロ）	3,900円	3,100円
第82条第2号イ（ハ）	6,900円	5,500円
a	10,800円	7,200円
第82条第2号イ（ハ）	3,800円	3,000円
b	5,000円	4,000円

附則第16条第1項	第82条	町税条例等の一部を改正する条例（平成26年清水町条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表 第2号イ（ロ）の項	第2号イ（ロ）	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ（ロ）
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表 第2号イ（ハ）aの項	第2号イ（ハ）a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ（ハ）a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表 第2号イ（ハ）bの項	第2号イ（ハ）b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ（ハ）b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円